二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ロ　［略］

三　［略］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　［略］

［２～５　略］

６　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、別記様式第六の十一による申請書一通を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

７　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

二・三　［略］

四　前三号に掲げるもののほか、参考となる書類

８　国家戦略特別区域担当大臣は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として三月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十二による確認書を交付するものとする。

９　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　［同上］

ロ　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの

(1)　国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の施設の運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

(2)　外国語による医療の提供に関する事業

ハ　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

ニ　［同上］

三　［同上］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十七条　［同上］

［２～５　同上］

６　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第六の十一による申請書一通を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

７　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［同上］

二　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三　当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四・五　［同上］

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

８　国家戦略特別区域担当大臣は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として三月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十二による確認書を交付するものとする。

９　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。